

会議結果

次の附属機関等の会議を下記のとおり開催した。

附属機関等の名称	令和2年度第3回みよし市環境審議会		
開催日時	令和2年10月29日(木) 午後2時から午後3時15分まで		
開催場所	みよし市役所6階 601・602会議室		
出席者	みよし市環境審議会 (会長) 柴本信之 (副会長) 功刀由紀子 (委員) 田中朋子、佐藤朝生、河浪順矢、金森茂之、伊藤欽治 みよし市 (事務局) 野々山環境経済部長、野々山環境経済部次長 加藤環境課長、大城環境課副主幹、三浦環境課副主幹 (傍聴者) なし		
次回開催予定日	令和3年3月予定		
問合せ先	環境経済部 環境課 担当 大城、三浦 電話 0561-32-8018		
下欄に掲載するもの	議事録全文 ・議事録要約	要約した理由	
審議経過	《議事》 【環境経済部 環境課 課長】 皆さまこんにちは。 定刻になりました。おひとりお見えになっておられませんが、時間になりましたので始めさせていただきます。 ただ今より、令和2年度第3回環境審議会を開会させていただきます。開会にあたり礼の交換をしたいと思います。みなさまご起立ください。「一同礼。」ご着席ください。 本日、委員の皆様には大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。まず始めに会議の成立のご報告をさせていただきます。本日板倉委員、野村委員が欠席とのご連絡をいただいておりますが、欠席者2名ということで、委員の出席が半数を超えていることから、みよし市環境基本条例第30条第2項の規定により、本会議は成立していることをご報告いたします。 それでは、手元の次第にそって進めさせていただきます。 資料をお持ちいただいているでしょうか。無いかたは挙手お願いします。よろしいでしょうか。 それでは「次第の1あいさつ」として、柴本会長よりごあいさつをお願いします。 【柴本会長】 皆さまこんにちは。会長の柴本です。本日は皆様お忙しい中、本審		

議会にご出席いただき誠にありがとうございます。
本日の議題は、「みよし市ごみ処理基本計画中間見直しについて」、「みよし市災害廃棄物処理計画の策定について」、「みよし市環境基本計画（素案）について」の3点でございます。

委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきたいと思います。また、議事進行をスムーズに進めさせていただくため、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。

【環境経済部 環境課 課長】

ありがとうございました。

本日は議題が多くございます。これよりの進行は、みよし市環境基本条例第28条第2項の規定より、柴本会長にお願いします。

【柴本会長】

それでは審議会を始めたいと思います。まず、「議事の1 みよし市ごみ処理基本計画中間見直しについて」と、「議事の2 みよし市災害廃棄物処理計画の策定について」、一括して審議を行いたいと思いますので、一括して事務局より説明をお願いします。

【環境課副主幹】

環境課の大城と申します。よろしくお願いします。資料1と2をまとめて説明します。

資料の1をご覧ください。

まず、初めに「みよし市ごみ処理基本計画中間見直しについて」でございます。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定により、各市町村で定めなければならないとされています「一般廃棄物処理計画」は、「ごみ処理基本計画」と「生活排水処理基本計画」で構成され、本計画は、「一般廃棄物処理計画」の「ごみ処理基本計画」であります。

「みよし市ごみ処理基本計画」は、本市における一般廃棄物処理に係る長期的な視点から基本的な方針を定めたもので、平成24年度に令和8年度を目標年度とした計画期間を15年間として策定した計画です。

本計画は、平成24年度の策定以降、平成29年度に一度見直しを行っておりますが、この度、改めて計画の施策や減量目標の進捗状況、また、ごみ処理を取り巻く社会情勢や市民意識の変化に対応した、長期的かつ総合的視点を踏まえた計画とすることを目的に、2度目の中間見直しを令和2年度と令和3年度の2か年で実施します。

見直しの内容につきましては、まず「地域特性の整理と把握」として、地勢、人口動態、産業構造、土地利用の状況や開発計画等の将来計画などを、主に既存資料を整理することで地域特性を把握してまいります。

続いて「みよし市ごみ処理基本計画中間見直し(案)」作成のための基礎調査を行います。平成24年度策定の「みよし市ごみ処理基本計画」、平成29年度に見直した「みよし市ごみ処理基本計画」における減量目標や施策、ごみ排出量やごみ処理の実績を整理し、課題を抽出することと、現在のごみ処理については、環境省のシステム評価支援ツールを用いて、類似市や近隣市と比較して評価してまいります。

これらの結果を踏まえ、「みよし市ごみ処理基本計画」中間見直し(骨子)を作成の後、皆様にご審議をいただき中間案を作成、その後中間案について再度ご審議いただいたうえで最終計画案としてご報告させていただきます。

工程につきましては、「みよし市災害廃棄物処理計画」の説明と併

せて後ほどご説明します。以上が「みよし市ごみ処理基本計画中間見直しについて」でございます。

続きまして、「みよし市災害廃棄物処理計画策定について」ご説明します。資料2をご覧ください。

先ほどご説明しました「ごみ処理基本計画」で、ごみ処理等についての計画を定めているところではありますが、「災害廃棄物処理計画」は、ごみ処理の中でも特に災害によって発生する廃棄物について、処理の方法や平時から取り組んでおくべき事項をあらかじめ整理し、実際に災害が起きた場合に即時対応できるよう立てておく計画となります。

続いて2ページをご覧ください。

図1は、災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置づけを表しています。災害廃棄物処理計画は、「災害対策基本法」、「防災基本計画」、「環境省防災業務計画」をもとに、国の「災害廃棄物対策指針」に従い「地域ブロック」、こちらは中部ブロックになりますが、都道府県、市町村がそれぞれ策定することとなっています。

本市においても、近年の大規模災害発生リスクの高まりを踏まえ、膨大な量が発生すると見込まれる災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理することにより、生活環境の悪化を防止するとともに速やかな復旧復興に資するため、「みよし市災害廃棄物処理計画」を策定いたします。

3ページをご覧ください

計画の策定は令和2年度と令和3年度の2か年で実施します。

まず、地域特性の整理と把握として、「みよし市ごみ処理基本計画中間見直し」と同様に地域特性を把握してまいります。

続いて「みよし市災害廃棄物処理計画（案）」作成のための基礎調査を行います。

基礎調査では、大規模災害の想定として、「みよし市地域防災計画」や「愛知県災害廃棄物処理計画」を基にした被害想定から、災害廃棄物発生量の予測を行います。災害廃棄物発生量の推計は、発生原単位、これは、過去の災害から設定した被害家屋1棟あたりの災害廃棄物の発生トン数。これに損壊家屋等の被害棟数を乗じることで算定します。また、災害廃棄物発生量に加え、生活ごみ・避難所ごみの発生量、避難所におけるし尿の発生量等を推計します。

4ページをご覧ください

この推計による災害廃棄物発生量、既存処理施設の能力推計から、災害廃棄物の処理スケジュールや処理フローを想定します。

以上の推計や想定を基に、平時の備えに関する事項、応急対応に関する事項、復旧・復興等に関する事項を記載した「みよし市災害廃棄物処理計画（骨子）」を作成します。その後、皆様にご審議をいただき中間案を作成、また、中間案について再度ご審議いただいたうえで、パブリックコメントを実施してまいります。パブリックコメントでは、計画に反映すべく広く市民の方々からご意見を聴取し、最終案を皆様にはご報告させていただきます。その後、市長への答申を経て「みよし市災害廃棄物処理計画」の策定となります。

続いて別紙の工程をご覧ください。

計画の策定は別紙に示す工程表を基本として実施します。

まず、本審議会の開催予定について、本年度は令和3年3月の開催を予定しており、基礎調査結果報告を行います。令和3年度は3回の開催を予定しており、それぞれ計画骨子案、計画中間案、最終計画案についてご審議をいただく予定としております。

それぞれの計画策定に係る実施内容は下の表にあります工程表(案)のとおりとなります。

以上で、「みよし市ごみ処理基本計画中間見直し」と「みよし市災

害廃棄物処理計画の策定」についての説明とさせていただきます。

【柴本会長】

ありがとうございました。ただいま「みよし市ごみ処理基本計画中間見直しについて」と「みよし市災害廃棄物処理計画の策定について」の説明がありましたが、まずは、「みよし市ごみ処理基本計画中間見直し」についてご質問、ご意見がありましたらご発言ください。

【金森委員】

「みよし市ごみ処理基本計画中間見直し」ということですが、実施内容は、調査をしていくということで理解はできるのですが、最終目標とはいうのはどういった形でお考えでしょうか。何に向かっての計画になるのかなと。

まず、状況を確認しないと目標を作れないという段階なのか、前回のSDGsの脱炭素などの目標も含めた目標であれば、概要でもここまですを目指しましょうとかなら、前回の脱炭素の目標でもいいのですか。そこを確認したい。

【環境経済部 環境課 課長】

脱炭素等の目標につきましては、環境基本計画に示してまいります。その中でも一般廃棄物の処理という部分で、ごみ処理基本計画が策定されています。

ごみ処理基本計画の現行のものは平成24年度に策定したもので、ご説明させていただいたとおり平成29年度に見直しを行っています。

見直しというのは、本市のごみ処理を減量、リサイクル率などの目標値の見直しを具体的には行っています。

今回2回目の中間見直しということで、令和8年度が最終年度という計画年度を定めておりまして、そこに向けて改めて、社会情勢や本市が行っているごみ減量の活動など、平成29年度の見直し以降の動向を踏まえ、改めて目標値を設定しなおすことが主たる作業になります。

【伊藤委員】

違っていたら言っていただけたら良いのですが、たぶん、国とか県が示す減量化などをいうときに総排出量が出てくるんですけど、総排出量というのは人口とか条件で変わってくるものですから最終的には原単位と言って個人個人が、1人が一日何グラム出すかという原単位を設定して、その原単位に基づいて減量化を進めていくというのが最終計画と認識しているけど、違ってますか？

【環境経済部 環境課 課長】

今おっしゃられたとおりです。

【柴本会長】

その他にご意見などがありますでしょうか？

それでは「みよし市ごみ処理基本計画中間見直しについて」は以上でよろしいでしょうか。

続きまして、「災害廃棄物処理計画の策定について」ご質問ご意見がありましたらよろしくお願いします。

【伊藤委員】

これも最終的に災害が発生した段階でスムーズに（災害廃棄物の処理が）いくようにするのを作るのが本来の計画だと思います。

東海豪雨からこれはずっと話題になっているのですが、そのまま来

ているのが現状と思うのですが、市もBCPとかいうことで、事業継続計画ということで作られて、初動のごみ処理体制はできていると思うのですが、その辺のことも担当部局と相談しながら一番肝心なのはどこの場所へ（災害廃棄物を）どれだけ運べるかということを決めていくのが大前提で、その後に処理をしていけばいい話ですから、ただし、どこかに集めたらいいとって、学校に集めたら学校の授業が止まるし、地元を持っていったら、地元は怒ります。たまたまこの辺は海もなくて川も細いから、東海豪雨みたいなことはないと思いますが、そのへんのこともあるので、当然（計画は）コンサルが作ると思いますが、建設部局なり災害部局なりと（内容を）つめながらやっていただけたらと思っていてよろしいでしょうか。

【環境経済部 部長】

BCPでは実際に災害が起きた時に、日常的な業務に復興するまでに、どのような手順を踏んでいくかということが作られております。それにそった形で今回の計画も策定させていただくわけですが、何日目にはどのように処分をしていくかというなかで、（一次置場が）どの場所ということでは、復興住宅とか仮設住宅とかそういうの（の候補地の競合）があります。公園とかも考えられますけれども、最終的に一次置き場ですとか、そういうことを踏まえた上で、何日後にはこういう段階で処分が終わるということを経系列に計画を作ることになると思います。

【柴本会長】

その他何かありますでしょうか？
よろしいですか。

【功刀副会長】

今回はこんな段取りで決めていくということでの質問も出し難いですけど、計画の骨子が出てきたあたりから具体的な質問が出るのではないかと思います。

災害の場合、実際に色々な種類の災害がありますので水害だったり、地震だったりありますが、これは参考までに聞きたいのですが、災害の種類によって、たとえば、地震でしたら、本当に全部倒壊してしまうし、水害でしたら、浸水する場所は限られた場所だったりする。そういう場合に、倒壊したものを集める時に、地震だと全部なのでどこに集めるか分からない。水害だったらたぶん、丘に集めるのだらうなど。災害の状況別の計画になっているのですか。

リスクマネジメントとして、どういう風にするのかな。

この計算では、倒壊した家の状況だけを掛け算しているだけですけどね。災害廃棄物をどこに集めるかというのは、災害時は本当に有事なので、普通の廃棄物処理場をどこに建てるのかというのは違うわけですね。住民の意識がどこまで許容リスクを理解できるのかという話があるので、骨子をつくられるときにどのように対応されるのか。これからの話かもしれませんが。

【環境経済部 環境課 課長】

詳細は具体的には決まっておりませんが、たとえば、海沿いの街だと津波だとか、そういった被害が想定されるわけです。本市においてはそういった被害は想定されないというような中で、本市にあった、起こりうる災害に合わせた想定をして、今後骨子等をつくるのですが、まずは実際の現状を把握するところから始めます。当然災害別といいますか、想定される災害に応じた廃棄物をみながら策定していくことになります。

【伊藤委員】

地震ですと、「震度いくつ以上は（災害廃棄物量は）これだけ」という想定がありまして、その想定に基づいてこれだけ分けるからこれだけ出ます。というのを記載すると思います。水害の場合はハザードマップがあって、この辺は多いですよっていうのがあって、それを見ながら、その数字を使って、皆さんに（災害廃棄物量を）お示しするという考えだと思います。

【環境経済部 環境課 課長】

当然、この計画につきましては、環境部門だけではできるものではないと思います。防災、建設等かかわった上でやっていかなければならない計画だと思っています。被害状況、想定というのは、防災の担当部署でもたてておりますので、そうしたものを当然、加味したうえで、進めていきたいと考えています。

【柴本会長】

ありがとうございます。
その他ございませんか。

【河浪委員】

災害が発生した際、弊社（トヨタ自動車株式会社）でも、細かい取り決めをしているのですが、たぶん一番、一次仮置場が問題だと思うのですよね。そうするとあるエリア、幹線道路が、ここが完全に使えませんとか、使えますとかの情報があがってくると、その中で人口分布を見ながら、このごみをここに持っていくと、さらに、持っていく時に、雑多なごみが出てくると思うのですが、有害ごみが出てくる可能性がありますし、工場倒壊ですといろいろなものが出ると思うのですが、そういった安全性を配慮した一次保管場所というものを、どう確保するのかが、メインの議論になると思う。たぶん一回貯めて、その後、落ち着かないと処理なんかできないと思いますし、持って行くこともできないと思いますし、我々も、その辺に気を使いながら、どう一次保管をして、適切に処理をするかというところに、こだわっておりまして、しかも、処理するにしても、たぶん県外に搬出して適切に処理をしないと、たぶん、このあたり一帯は全部倒壊してオペレーションできないと思いますので、そういったところまで決めていくというイメージでしょうかね。そのへんがちょっとわからないので。

【環境経済部 部長】

今おっしゃられているのは、地震の場合と思うのですが、防災計画等にもございますが、まずもっては緊急輸送路といいますか、道の方を空ける。ここから緊急時に車両が通るのに邪魔になるものをまずは廃棄物として除去するのが第一です。その後に個々の倒壊物を除去する。その中で、そういうの（倒壊家屋の撤去）がスムーズに行われるように一次保管場所の確保が一時的には第一の目標になると思います。その後に、処理については、本市の中だけでは難しい点もありますので、広域的な観点で、検討していかなければならないと考えます。

【河浪委員】

おそらくは人命第一のことだと思いますので、県外搬出。県内は難しいと思いますので。

【柴本会長】

ありがとうございます。その他ございませんか。よろしいですか。

ご意見等も出ましたので、続いて議事（３）「みよし市環境基本計画（素案）について」事務局よりご説明をお願いします。

【環境課副主幹】

環境課の三浦です。よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。それでは、議事（３）みよし市環境基本計画（素案）について、ご説明します。

資料3をご覧ください。2ページめくっていただくと目次を掲載しています。目次につきましては、前回審議会でお示した骨子のとおり4章立てで作成しています。

続いて各章についてご説明します。めくっていただいて、2ページをご覧ください。第1章計画策定にあたって、「1 計画策定の背景」です。このページでは、1段落目で現在までの本市の環境政策の進め方を記載しています。2段落目では、国内外の環境を取り巻く状況変化により、今後の環境政策について、対応のための変化が必要であるとの問題提起をし、3、4、5、6段落で、それぞれ国際的状況、国の状況、県の状況、本市の状況をお示しし、最後の段落で、それら環境を取り巻く状況に対応、計画的に推進するため、「第2次みよし市環境基本計画」を策定します。

3ページをご覧ください。（１）環境を取り巻く社会の動きです。2ページで国内外の環境を取り巻く社会の動きを説明していますが、視覚的にわかりやすく年表形式で取りまとめたものとなります。詳細の説明は割愛させていただきます。

めくっていただいて、4ページをご覧ください。（２）計画策定にあたっての重要な考え方です。

①ゼロカーボン、②持続可能な開発目標（SDGs）、③環境基本計画における国の考え方、④協働の考え方として、ノン・ステート・アクターによる自主的な取組の4点を記載しています。特に①ゼロカーボンについては、先日、国会で菅総理が「ゼロカーボン宣言」をされ、今後、国に大きな動きがあると予想されます。「ゼロカーボンシティ宣言」をしている本市にとって、非常に重要で、国の動きを注視する必要があると考えています。

5ページをご覧ください。「2 計画の基本的事項」として、（１）環境基本計画の目的と（２）環境基本計画の役割・位置づけを記載しています。この内容については、前回審議会でお示した骨子の内容と変わりありませんので、説明は割愛させていただきます。

6ページをご覧ください。（３）計画期間については、令和3年度から令和12年度までの10年とし、前期5年、後期5年の中間年で見直しを行います。

（４）環境基本計画とSDGsとの関連です。本計画では、SDGsの考えを取り入れて、統合的なアプローチを行い、各課題解決やSDGsの目標の達成に貢献します。

続いて、第2章環境基本計画が目指すものに入ります。8ページをご覧ください。まず（１）で将来像を掲げます。将来像は「循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち」とします。この将来像にした思いは、下記に記載のとおりですが、大事な部分のため、読み上げさせていただきます。「第2次みよし市環境基本計画が目指すまちの姿は、みよし市の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の循環社会を形成しつつ、地域間の特性に応じた資源を支え合い共生することにより環境・経済・社会が総合的に循環し、地域の活力を最大限に発揮されることを目指す持続可能な地域でのSDGs の実践（ローカルSDGs）を目指すものです。

循環・共生する持続可能なまちづくりにより、「第2次みよし市総

合計画」の将来像「みんなで育む・笑顔輝く・ずっと住みたいまち」の実現を目指すという思いから、本計画の将来像を「循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち」とします。」

次に（２）実現に向けての仕組みですが、本計画は、「脱炭素」・「自然共生」・「資源循環」と、それを支え、基礎となる「安全・安心」の４分野で構成し、それらを、市民・事業者・行政の「協働による環境行動」を原動力として「循環・共生」しながら総合的なみよし市の環境の向上を推進し、将来像の実現を目指します。その内容を視覚的にわかりやすく表現したものが、図６になります。ご確認ください。

９ページ（３）将来像が目指す姿です。このページについては、現在仮置きで、循環・共生の要素となりうるものを掲載しています。本計画の内容が固まった段階で、各要素のつながりなどがわかるよう作成してまいります。

続いて第３章環境・まちづくり分野別の施策展開に入ります。この章では、まず分野別に現状と課題の整理を行い、その後、第２次環境基本計画の施策体系図、そして、分野別の施策展開という構成で作成しております。

１２ページから４７ページまでで、現状と課題についてまとめてございます。１２ページから見ていきますと、「脱炭素のまちづくり」の分野では、１）現状と課題として二酸化炭素排出量、交通の状況で、現状と課題をまとめ、１３ページ以降で、２）市民・事業者意識として、アンケートの内容を「満足度」と「環境に配慮している行動の状況」に分けて市民・事業者アンケートから導いた施策への視点を掲載しています。具体的に申し上げますと、１３ページでは、脱炭素のまちづくりに関係する質問事項のアンケート結果のグラフを掲載し、その下にグラフの解説を掲載しています。そして、さらにその下に、属性別の傾向として、クロス集計で判明した傾向を掲載し、最後に施策への視点として、アンケート結果から導いた今後の施策に反映すべき視点を取りまとめています。事業者アンケートの結果につきましても、同様の取りまとめを行っています。そして２０ページをご覧ください。３）前計画の目標の達成状況として、令和元年度末での各指標に対する実績値をお示しし、達成状況を掲載しています。以降、２１ページから４７ページまでで、「自然共生のまちづくり」をはじめとする４分野で同様の構成で取りまとめをしています。

続いて、第２次環境基本計画の施策の展開に入ります。４８ページをご覧ください。本計画の体系図となります。体系図の左側から施策分野、その分野に対する目指すまちの姿、目指すまちの姿を達成するための施策、そして、SDGsの分野を記載しています。

施策分野は「１ 脱炭素のまちづくり」をはじめ５分野で設定しています。現行計画では低炭素という表現ですが、本市のゼロカーボンシティ宣言などを踏まえ、もう一步踏み出した「脱炭素」という標記に変更しています。また、「４ 安全・安心のまちづくり」という分野は、現行の環境基本計画には記載の無い分野ですが、昨今の豪雨などによる自然災害の発生や災害廃棄物の処理問題等を鑑みて、今回の基本計画で追加しております。

それでは、分野別の施策についてご説明します。５０ページをご覧ください。分野は「１ 脱炭素のまちづくり」です。薄い緑の枠内を見ていただくと目指すまちの姿、施策、主な取組が記載しており、その下部には、持続可能なまちづくりの方向性としてSDGsの関連が記載しております。まず、目指す街の姿ですが、脱炭素のまちづくりでは、創・省エネルギー等の技術革新やビジネス創出により経済活性化している。太陽光発電等の導入により、無理のない低炭素型の暮らしが定着している。とし、施策は①地球温暖化対策への対応、②環境負荷の少ない交通の推進としました。そこに主な取組として「１. ①. １省エネ

ルギーの推進」をはじめ、4つの主な取組を実施します。SDGsの関連する目標は、持続可能なまちづくりの方向性の枠内に記載してあるとおりましたが、「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「13 気候変動に具体的な対策を」となります。その下に「循環・共生」と記載してありますが、他の目標への波及効果と考えていただければ良いと思いますが、8、9、12番のSDGsの目標にも効果を波及させたいと考えています。51ページをご覧くださいと成果指標が記載してありますが、現段階では、現行計画からそのまま移行した仮置きとなっています。施策の展開の内容を固めたのち、それにふさわしい指標を設定してまいります。

52ページからは施策の方向性を記載しています。①地球温暖化対策への対応では、1.①.1省エネルギーの推進、1.①.2再生可能エネルギーの推進の2項目を主な取組として掲げました。その中に具体的な取組を記載しています。省エネルギーの推進では、ゼロカーボンシティの取り組み、省エネルギー行動の推進、市全体での地球温暖化対策体制の構築を記載しています。その中でも、ゼロカーボンシティの取り組みが非常に重要であると認識をしています。53ページをご覧くださいと、成果指標、市民・事業者・市の行動指針を記載しています。54ページについては、②環境負荷の少ない交通の推進の施策について、同様の構成で、主な取組の内容等を記載しています。ご確認ください。

56ページをご覧ください。脱炭素のまちづくりの分野に関しては、ゼロカーボンシティ宣言を踏まえ、長期ビジョンを設定しています。ページ中央の図はビジョンのフロー図となっています。赤の矢印が二酸化炭素排出量、青の矢印が二酸化炭素吸収量を示しております。平成27年から二酸化炭素排出量を削減していき、同時に二酸化炭素吸収量を増加させて、最終的に、2050年に二酸化炭素排出量と吸収量のバランスをとることで二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。その目標を達成するため、今後は、図の下の一文に掲載のとおり、まずは、「市内の再生可能エネルギーの賦存量調査」などの詳細な調査を実施します。その後、調査結果に基づき、2050年を目標とした「二酸化炭素排出量削減計画」を策定し、推進体制の構築を実施します。

58ページをご覧ください。分野は「2 自然共生のまちづくり」です。薄い黄緑で色付けされた枠内を見ていただくと、目指すまちの姿を、多様な自然と風土を適切に保全するとともに、豊かな生態系ネットワークがまちの中に息づいている。とし、そのための施策を①豊かな自然の保全・再生、②身近な緑の保全・創出、③公害対策の推進、④快適で人にやさしい都市空間の形成の4項目を掲げ、そこに主な取組として「2.①.1樹林地の保全・整備」をはじめ11の主な取組を実施します。SDGsの関連する目標は、持続可能なまちづくりの方向性の枠内に記載してあるとおりましたが、「14 海の豊かさを守ろう」、「15 陸の豊かさを守ろう」となります。その下に「循環・共生」として、4、11、12番のSDGsの目標にも効果を波及させたいと考えています。59ページ、60ページの成果指標については、先ほど脱炭素の分野でご説明したとおり、現段階では、現行計画からそのまま移行した仮置きとなっているため、説明は割愛させていただきます。

61ページからは施策の方向性を記載しています。①豊かな自然の保全・再生では、2.①.1樹林地の保全・整備、2.①.2水辺環境の保全・整備、62ページにいきまして、2.①.3生き物にやさしい農地形成の3項目を主な取組として掲げました。その中に具体的な取組を記載しています。63ページに移りますと、市民・事業者・市の行動指針を記載しています。64ページから69ページにかけて、②身近な緑の保全・創出の施策をはじめ3項目の施策について、同様の構成で、主な取組の内容等を記載しています。ご確認ください。

72ページをご覧ください。分野は「3 循環型のまちづくり」です。薄いオレンジで色付けされた枠内を見ていただくと、目指すまちの姿を、廃棄物減量化がさらに進み、小型家電等資源の有効利用が実現している。ごみ出し・収集での高齢者対策、有害物質対策や、災害廃棄物対策等の仕組みが構築されている。とし、そのための施策を①資源の循環利用の推進、②資源の地域循環の2項目を掲げ、そこに主な取組として「3.①.1ごみの減量の推進」をはじめ4つの主な取組を実施します。SDGsの関連する目標は、持続可能なまちづくりの方向性の枠内に記載してあるとおりですが、「12 つくる責任つかう責任」となります。その下に「循環・共生」として、3、7、11、13番のSDGsの目標にも効果を波及させたいと考えています。73ページの成果指標については、現段階では、現行計画からそのまま移行した仮置きとなっているため、説明は割愛させていただきます。

74ページからは施策の方向性を記載しています。①資源の循環利用の推進では、3.①.1でごみの減量の推進を掲げ、3.①.2では3Rの推進となっていますが、修正をお願いします。正しくは4Rの推進です。今までは本市は3Rの推進という内容で取り組みを進めてまいりましたが、今後は、4Rの推進を実施します。以前までのリデュース、リユース、リサイクルの3Rに加えリフューズ項目追加しております。リフューズの内容は、不要なものの受け取らないという意味です。最近コンビニなどで、レジ袋を断る方も大勢見えると思いますが、受け取る前に一度本当に必要か考えようという内容となっています。75ページに移りますと、市民・事業者・市の行動指針を記載しています。76、77ページで、②資源の地域循環の施策の施策について、同様の構成で、主な取組の内容等を記載しています。ご確認いただければと思います。

78ページをご覧ください。分野は「4 安全・安心のまちづくり」です。この分野は第2次環境基本計画での新設の分野となります。薄い紫で色付けされた枠内を見ていただくと、目指すまちの姿を、生活環境が汚染されることなく健全に維持され、起こりうる気候変動や災害に備えたまちづくりによって、市民の健康と安全が守られている。とし、そのための施策を①環境汚染の防止とリスク低減、②良好な生活環境、③災害に強いまちづくりの3項目を掲げ、そこに主な取組として「4.①.1大気汚染の防止（再掲）」をはじめ7つの主な取組を実施します。他の分野からの再掲が多くなっていますが、内容としては公害防止関係、都市環境整備関係、自然災害などの対応となっています。SDGsの関連する目標は、持続可能なまちづくりの方向性の枠内に記載してあるとおりですが、「3 すべての人に健康と福祉を」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「13 気候変動に具体的な対策を」となります。その下に「循環・共生」として、6、12、14、15番のSDGsの目標にも効果を波及させたいと考えています。79ページ、80ページの成果指標については、現段階では、現行計画からそのまま移行した仮置きとなっているため、説明は割愛させていただきます。

81ページからは施策の方向性を記載しています。81ページの①環境汚染の防止とリスク低減に関すること、83ページの②良好な生活環境に関することについては、「自然共生のまちづくり」の分野で掲載した主な取組を実施することで施策を推進します。86ページをご覧ください。③災害に強いまちづくりは、新たに実施する施策で、4.③.1気候変動や自然災害による環境影響の低減・回避を主な取組として掲げました。その中に具体的な取組を記載しています。具体的な取組としては、「気候変動適応策の推進」、「自然の機能を生かす取り組みの推進」、「災害廃棄物処理の体制整備」を掲げそれらを実践することで、災害に強いまちづくりを推進します。87ページに移りますと、市民・事業者・市の行動指針を記載しています。ご確認いただければと思います。

ます。

88ページをご覧ください。分野は「5 協働による環境行動のまちづくり」です。薄い黄色で色付けされた枠内を見ていただくと、目指すまちの姿を、市民一人ひとりが環境に対する関心や自覚を高め、環境に配慮した選択ができています。とし、そのための施策を①環境学習の推進、②環境保全行動の推進の2項目を掲げ、そこに主な取組として「5. ①.1学校教育・生涯学習の充実」をはじめ5つの主な取組を実施します。SDGsの関連する目標は、持続可能なまちづくりの方向性の枠内に記載してあるとおりでありますが、「4 質の高い教育をみんなに」、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」となります。その下に「循環・共生」として、3、7、12、13、14、15番のSDGsの目標にも効果を波及させたいと考えています。89ページの成果指標については、現段階では、現行計画からそのまま移行した仮置きとなっているため、説明は割愛させていただきます。

90ページからは施策の方向性を記載しています。①環境学習の推進の施策では、5. ①.1学校教育・生涯学習の充実、5. ①.2環境教育の実施体制の構築の2項目を主な取組として掲げました。その中に具体的な取組を記載しています。91ページをご覧くださいと、成果指標、市民・事業者・市の行動指針を記載しています。92ページについては、②環境保全行動の推進の施策について、同様の構成で、主な取組の内容等を記載しています。ご確認くださいと思います。

最後に、「第4章 計画の推進」にうつります。96、97ページをご覧ください。この章は、前回審議会でお示しした骨子のおり、1計画の周知、2計画推進の体制の2項目で作成しております。第2次みよし市環境基本計画の施策を着実に推進するため、市民・事業者などへの計画の趣旨や内容の周知をすること。また、計画の推進主体は、行政のみならず、市民・事業者、環境審議会のそれぞれが主体となり、皆さまの意見を聞きながらPDCAサイクルによる計画推進管理を行います。ご確認くださいと思います。

以上、第2次みよし市環境基本計画（素案）の説明とさせていただきます。ご審議よろしく申し上げます。

【柴本会長】

はい。ありがとうございました。只今、「みよし市環境基本計画（素案）について」説明がありました。これにつきまして、ご質問・ご意見がございましたらご発言ください。

【金森委員】

ご説明ありがとうございました。

50ページ以降、「分野別の施策展開」の「取組の指標」について、各項目で例を挙げていただきましたが、この指標は今後、変えていったり、増えていったりするという理解でよろしいでしょうか。

【環境課副主幹】

指標につきまして、今ここに記載しているものは、現行計画の指標をそのまま移し替えたものになります。審議会の中で、方向性を固めたのちに、ふさわしい指標の設定や数値の見直しについて調査をさせていただき、新たな指標の設定や、目標数値の見直しを検討したいと考えております。

【柴本会長】

ありがとうございました。その他はよろしいでしょうか。

【環境経済部 環境課 課長】

只今、計画の素案についてご説明をさせていただきましたが、内容について深いところまでご説明しきれなかった部分もございます。そのため、それぞれ各委員の皆さまで、疑問に思われたことがありましたら、メールやFAXで後ほどお問い合わせいただきましたら、それに対して、皆さんにご回答させていただくという形をとらせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【柴本会長】

皆さま、よろしいでしょうか。
では、そのようにお願いいたします。

【田中委員】

55ページ「市民・事業者・市の行動指針」の市の行動指針「市民の移動手段を確保するため、コミュニティバスの運行改善に努めます。」という部分について、さんさんバスがこれに該当するかと思います。

さんさんバスについては、コミュニティバスの運行計画に関する会議が別で開催されていると思います。計画書に運行改善の旨が書かれているということは、そちらとの連携がされていると考えてもよいでしょうか。

市民の方からバス停の便があまりよくないという意見も聞きます。環境課からもコミュニティバスの運行改善は環境に関わり合いがあるという呼びかけを行うなど、もっと連携について積極的な対応をとってほしいと考えます。

【環境課副主幹】

さんさんバスにつきましては、企画政策課が担当となり、運行改善に取り組んでおります。今回の環境基本計画の記載については、「環境の負荷の少ない交通の推進」という施策の下で、なるべく乗り合いバスを利用する、という意味合いで、バスについての事項が掲載されています。

さんさんバスについては、今ちょうど路線の再編の計画についてパブリックコメントを行っております。以前より、使いやすくするという目的での路線の再編についての計画になっておりますので、そちらもご覧いただければと思います。

【田中委員】

乗り合いバスの利便性だけではなく、乗り合いバスについては環境問題に大きく関わっているということ、環境課から積極的に言っていくべきではないかと思います。

【環境課副主幹】

計画の策定にあたって、関係する各課には計画の素案を見せ、どのように進めていくべきかを含め、やり取りを行ってまいります。

【田中委員】

市民にも、もっと訴えるべきではないかと思います。乗り合いバスが便利というだけではなく、「便利かつ環境にやさしい」という点をもっと訴えて行くべきだと思います。環境の目線から考えれば、考え方も変わってくるのかと思います。

【河浪委員】

48ページに記載してある「目指すまちの姿」が本計画の基本になるのかと思います。アンケートの結果によって、伸ばしていかなければ

ならないところ、補完していかなければならないところが出てきたかと思いますが、計画に記載されている「目指すまちの姿」との関係について教えていただければと思います。市民の皆さんの意識や考えをどのように反映させた文言になっているか、教えていただければと思います。

また、56ページに二酸化炭素を減らして、森林吸収を増やすと書いてありますが、森林吸収についてどのように考えて書かれたのでしょうか。みよし市の森林吸収を想定して書かれていると、全く足りていないかと思います。

【環境課副主幹】

二酸化炭素吸収につきましては、本市が友好提携をしている木曽町が豊かな森林を持っており、木曽町が販売をしているJクレジットの活用等を考えながら進めていきたいと考えております。

【環境経済部 環境課 課長】

当然、市内の排出量を減らしていくことが大前提ではありますが、市内ですべて完結するという考え方ではなく、市外での、具体的に言えば、友好提携都市の木曽町の森林吸収量も活用も含めて、実質ゼロを目指す取り組みを行っていききたいと考えております。

【河浪委員】

市内だけではなく、先ほどおっしゃったJクレジットの活用も含めて考えるということでしょうか。

【環境経済部 環境課 課長】

そのように考えております。

【功刀副会長】

カーボンニュートラルは光合成による二酸化炭素の吸収も入っていますので、どの程度の森林がどの程度の吸収が可能なのかは疑問に思います。みよし市が緑化を進めていくことは書かれていますが、二酸化炭素の吸収のために、具体的にどのようなことを行っていくのかについて計画書に記述があったほうが良いのではないかと思います。

【河浪委員】

二酸化炭素吸収については、定義が非常に難しいところかと思います。森林の手入れをして、成長させてこそその森林吸収であると思います。エリアの購入が、そのまま森林吸収になるというわけではないと思います。どのような取組によって二酸化炭素を吸収させるかという点について記述したほうが良いかと思います。

【柴本会長】

その他はよろしいでしょうか。

【環境経済部 環境課 課長】

先ほどの補足にはなりますが、本計画についてのご質問・ご意見等につきまして、様式を後ほど送付させていただき、期限もお示しさせていただきたいと思います。ご質問・意見をおまとめし、皆さまにお返しさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

【柴本会長】

ご質問・ご意見に関しましては、様式に記載し、提出いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事についての審議は終了し、取り回しを事務局にお返しします。

【環境経済部 環境課 課長】

柴本会長、ありがとうございました。

委員の皆さま、本日は長時間に渡るご審議、また、たくさんの貴重なご意見をありがとうございました。本日のご意見、また今後ご提出いただきますご意見等を踏まえまして、「みよし市環境基本計画」策定を進めさせていただきます。

最後に、次第のその他の説明をいたします。まず（１）のみよし市環境基本計画のパブリックコメントの実施です。市民の皆さまからご意見をいただく機会となりますが、令和２年12月中旬から令和３年１月の約１月間で予定しております。そこで市民の皆さまからご意見を頂戴することとなります。

次に（２）の次回審議会の開催につきまして、今年度最後の審議会になりますが、３月上旬を予定しております。詳細日時が決まりましたら、皆さまにお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和２年度第３回環境審議会を終了いたします。閉会にあたり、礼の交換をしたいと思います。皆さまご起立をお願いいたします。

「一同、礼。」